

震災特例法第38条の3第1・3・5項（第3号に係る部分に限る。）
 の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書

確認
 ※

税務署
 受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

住所

氏名

電話

第1項 認定贈与承継会社
 震災特例法 第38条の3 第3項 第3号の規定の適用を引き続き受けたいので 認定承継会社 が、
 第5項 認定相続承継会社

次に掲げる売上割合及び雇用割合等について確認し、この書類の記載事項を記載し関係書類を添付して届け出ます。

(注) 震災特例法とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます（以下同じです。）。

○ 要件免除期間における免除要件の判定

- 今回までに届け出た各売上割合（「b」欄）が100%以上となった事実の有無 [有 無]

※ 「b」欄が100%以上となった場合には、それに対応する「要件免除期間」のみならずそれ以後の要件免除期間についても要件免除されません。

	A (贈与・相続) 特定事業年度の売上金額	B 特例対象贈与(相続開始)の時の常時使用従業員の数
	円	人

(1) 要件免除期間① 〔自平成 年 月 日〕 〔至平成 年 月 日〕	a 売上判定事業年度①の売上金額	d 雇用判定基準日①の常時使用従業員の数
	円	人
	b 売上割合① (a ÷ A × 100)	e 雇用割合① (d ÷ B × 100)
	%	%
	c 売上割合①に応じた確保すべき雇用割合 %以上	f 要件の判定 (b < 100 かつ c ≤ e → 適) 適 ・ 否
(2) 要件免除期間② 〔自平成 年 月 日〕 〔至平成 年 月 日〕	a 売上判定事業年度②の売上金額	d 雇用判定基準日②の常時使用従業員の数
	円	人
	b 売上割合② (a ÷ A × 100)	e 雇用割合② (d ÷ B × 100)
	%	%
	c 売上割合②に応じた確保すべき雇用割合 %以上	f 要件の判定 (b < 100 かつ c ≤ e → 適) 適 ・ 否
(3) 要件免除期間③ 〔自平成 年 月 日〕 〔至平成 年 月 日〕	a 売上判定事業年度③の売上金額	d 雇用判定基準日③の常時使用従業員の数
	円	人
	b 売上割合③ (a ÷ A × 100)	e 雇用割合③ (d ÷ B × 100)
	%	%
	c 売上割合③に応じた確保すべき雇用割合 %以上	f 要件の判定 (b < 100 かつ c ≤ e → 適) 適 ・ 否
(4) 要件免除期間④ 〔自平成 年 月 日〕 〔至平成 年 月 日〕	a 売上判定事業年度④の売上金額	d 雇用判定基準日④の常時使用従業員の数
	円	人
	b 売上割合④ (a ÷ A × 100)	e 雇用割合④ (d ÷ B × 100)
	%	%
	c 売上割合④に応じた確保すべき雇用割合 %以上	f 要件の判定 (b < 100 かつ c ≤ e → 適) 適 ・ 否

(裏面に続きます。)

※欄には記載しないでください。

この届出書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

関与税理士	電話番号
-------	------

○ 要件免除期間における免除要件の判定（表面からの続き）

(5) 要件免除期間⑤ (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)	a 売上判定事業年度⑤の売上金額	d 雇用判定基準日⑤の常時使用従業員の数
	円	人
	b 売上割合⑤ (a ÷ A × 100)	e 雇用割合⑤ (d ÷ B × 100)
	%	%
	c 売上割合⑤に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定 (b < 100 かつ c ≤ e → 適)
%以上	適 ・ 否	
(6) 要件免除期間⑥ (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)	a 売上判定事業年度⑥の売上金額	d 雇用判定基準日⑥の常時使用従業員の数
	円	人
	b 売上割合⑥ (a ÷ A × 100)	e 雇用割合⑥ (d ÷ B × 100)
	%	%
	c 売上割合⑥に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定 (b < 100 かつ c ≤ e → 適)
%以上	適 ・ 否	
(7) 要件免除期間⑦ (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)	a 売上判定事業年度⑦の売上金額	d 雇用判定基準日⑦の常時使用従業員の数
	円	人
	b 売上割合⑦ (a ÷ A × 100)	e 雇用割合⑦ (d ÷ B × 100)
	%	%
	c 売上割合⑦に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定 (b < 100 かつ c ≤ e → 適)
%以上	適 ・ 否	
(8) 要件免除期間⑧ (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)	a 売上判定事業年度⑧の売上金額	d 雇用判定基準日⑧の常時使用従業員の数
	円	人
	b 売上割合⑧ (a ÷ A × 100)	e 雇用割合⑧ (d ÷ B × 100)
	%	%
	c 売上割合⑧に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定 (b < 100 かつ c ≤ e → 適)
%以上	適 ・ 否	
(9) 要件免除期間⑨ (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)	a 売上判定事業年度⑨の売上金額	d 雇用判定基準日⑨の常時使用従業員の数
	円	人
	b 売上割合⑨ (a ÷ A × 100)	e 雇用割合⑨ (d ÷ B × 100)
	%	%
	c 売上割合⑨に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定 (b < 100 かつ c ≤ e → 適)
%以上	適 ・ 否	
(10) 要件免除期間⑩ (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)	a 売上判定事業年度⑩の売上金額	d 雇用判定基準日⑩の常時使用従業員の数
	円	人
	b 売上割合⑩ (a ÷ A × 100)	e 雇用割合⑩ (d ÷ B × 100)
	%	%
	c 売上割合⑩に応じた確保すべき雇用割合	f 要件の判定 (b < 100 かつ c ≤ e → 適)
%以上	適 ・ 否	

【図表】売上割合に応じた確保すべき雇用割合は、次のとおりとなります。

売上割合	雇用割合
100%以上	80%以上
70%以上 100%未満	40%以上
70%未満	0%以上 (雇用割合は問わない)

(添付書類) これらの規定の適用を受ける方は、次に掲げる書類をこの届出書に添付して提出してください。

- 損益計算書その他の書類で各売上判定事業年度の売上金額を明らかにするもの(上表の「a」欄の金額を明らかにするもの)
- 従業員数証明書その他の書類で雇用判定基準日における常時使用従業員の数を明らかにするもの(上表の「d」欄の数を明らかにするもの)(対応する雇用判定基準日が到来していない場合には提出不要です。)
- 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日から1年を経過する日までに存する場合には、東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令第3条第2項の報告書の写し(経済産業大臣に提出されたものに限ります。)

《記載要領等》

1 届出をする必要のある方

この届出書（「震災特例法第38条の3第1・3・5項（第3号に係る部分に限る。）の適用を引き続き受けたい旨の届出書」）は、震災特例法第38条の3第1・3・5項（いずれも第3号に係る部分に限ります。）の適用を受けている方（「震災特例法第38条の3・4・5の被害要件確認表兼届出書」を提出している方）が、引き続きその特例の適用を受けようとする場合に、その旨並びに認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。

この届出書は、次に掲げる期限までに提出する必要があります。

(1) 基準日が経営贈与承継期間内に存する場合…その基準日の翌日から5月を経過する日

(2) 基準日が経営贈与承継期間の末日の翌以後に存する場合…その基準日の翌日から3月を経過する日

(注1) 「認定贈与承継会社」とは、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7第2項第1号に規定する会社をいいます。

(注2) 「認定承継会社」とは、措置法第70条の7の2第2項第1号に規定する会社をいいます。

(注3) 「認定相続承継会社」とは、措置法第70条の7の4第2項第1号に規定する会社をいいます。

(注4) 「基準日」とは、売上金額に係る事業年度（（贈与・相続）特定期間内に措置法第70条の7第6項の規定による同条第4項第9号に掲げる場合に該当するときは、売上金額が東日本大震災発生前の水準に回復した一定の事業年度前の事業年度に限ります。）の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

この特例を受けた会社は、この届出書の裏面の【図表】に示す売上割合に応じた雇用割合を確保している場合には、基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から基準日までの（各）期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には特例対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの（各）期間（「要件免除期間」といいます。）は、雇用確保要件（措置法第70条の7第4項第2号又は同法第70条の7の2第3項第2号）及び資産管理会社非該当要件（措置法第70条の7第4項第9号又は同法第70条の7の2第3項第9号）が免除又は緩和されます。

また、売上割合と雇用割合の関係は、売上割合を判定した基準日から1年を経過する日（雇用判定基準日）にその売上割合に応じた雇用割合を確保する必要があります。

(注5) 「特例対象贈与」とは、措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をいいます。

(注6) 「（贈与・相続）特定期間」とは、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から平成23年3月11日以後最初に到来する経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間をいいます。

(注7) 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、措置法第70条の7第2項第7号に規定する経営贈与報告基準日をいいます。

(注8) 「経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7第2項第6号（同法第70条の7の2第2項第6号、同法第70条の7の4第2項第5号）に規定する経営（贈与・相続）承継期間（平成23年3月31日以後の期間に限ります。）をいいます。

(注9) 「雇用判定基準日」とは、（各）基準日の翌日から1年を経過する日（（贈与・相続）特定期間内にあっては、（贈与・相続）経営承継期間の末日の翌日から1年を経過するごとの日）をいいます。

2 書き方等

イ 「今回までに届け出た各売上割合（「b」欄）が100%以上となった事実の有無」については、今回届け出る売上割合を含めて、その該当の有無により□にレ印をしてください。「有」にレ印がついた場合には、それに対応する要件免除期間のみならずそれ以後の要件免除期間についても要件免除されません。

ロ A欄及びB欄は次のとおり記載します。

(イ) A欄は、平成23年3月11日の属する事業年度の直前の事業年度（（贈与・相続）特定事業年度）の売上金額を記載します。

(ロ) B欄は、特例対象贈与の時又は相続開始の時の常時使用従業員の数を記入します。

(注9) 「常時使用従業員」とは、措置法第70条の7第2項第1号イ（同法第70条の2第2項第1号イ、同法第70条の4第2項第1号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。

ハ (1)～(10)の「要件免除期間」欄は、その対象となる期間を記載します（別紙の裏面も参照してください。）。

ニ (1)～(10)のa欄～f欄は次のとおり記載します。

(イ) 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（平成23年3月11日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。（売上判定事業年度））の売上金額を記載します。

(ロ) 「b 売上割合」欄は、売上判定事業年度の売上金額÷（贈与・相続）特定事業年度の売上金額により求めます。

(ハ) 「c 売上割合に応じた確保すべき雇用割合」欄は、b欄に記載した売上割合に応じた確保すべき雇用割合（【図表】及び別紙の裏面参照）を記載します。

(ニ) 「d 雇用判定基準日の常時使用従業員の数」欄は、雇用判定基準日の常時使用従業員の数を記載します。

(ホ) 「e 雇用割合」欄は、雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数により求めます。

(ヘ) 「f 要件の判定」欄は、「b」欄が100%未満で「e」欄が「c」欄以上のときは、「適」に○をし、それ以外のときは、「否」に○をします。「適」に○がついた場合には、対応する要件免除期間において雇用確保要件及び資産管理会社非該当要件の緩和又は免除を受けることができます。

(ト) 「d 雇用判定基準日の常時使用従業員の数」、「e 雇用割合」及び「f 要件の判定」欄については、対応する雇用判定基準日が到来していない場合は空欄とします。

ホ 「要件免除期間」と「売上割合」・「雇用割合」の関係は裏面を参照してください。

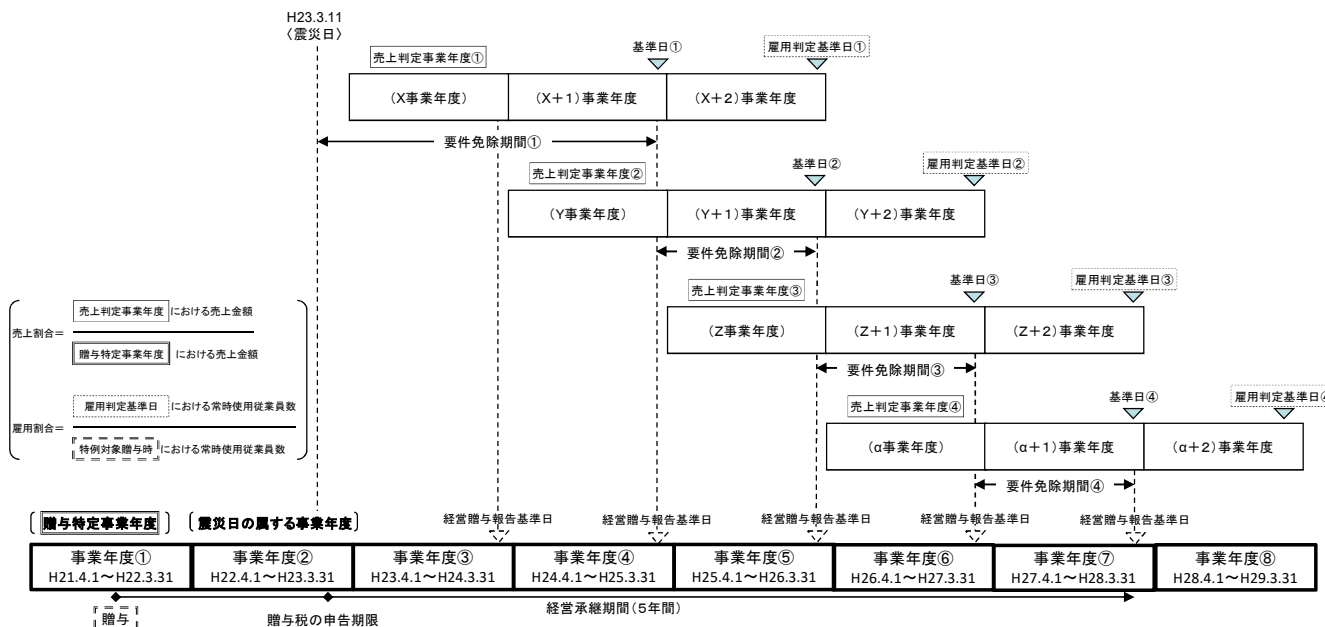
ヘ 既に免除の要件を満たしていることを届け出た「要件免除期間」については、該当欄に「既に提出したとおり」などと記載しその欄の記載を省略して差し支えありません。

ト 認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の各欄の書き方については、税務署にお尋ねください。

○ 要件免除期間と売上割合・雇用割合の関係（参考）

【震災特例法第38条の3第1項（第3号に係る部分に限る。）の適用を受けている場合〔認定贈与承継会社の場合〕】

	要件免除期間	売上割合	雇用割合
要件免除期間、売上判定事業年度又は雇用判定基準日	要件免除期間①	売上判定事業年度①	雇用判定基準日①
	要件免除期間②	売上判定事業年度②	雇用判定基準日②
	要件免除期間③	売上判定事業年度③	雇用判定基準日③
	要件免除期間④	売上判定事業年度④	雇用判定基準日④



【震災特例法第38条の3第3項（第3号に係る部分に限る。）の適用を受けている場合〔認定承継会社の場合〕】

	要件免除期間	売上割合	雇用割合
要件免除期間、売上判定事業年度又は雇用判定基準日	要件免除期間①	売上判定事業年度①	雇用判定基準日①
	要件免除期間②	売上判定事業年度②	雇用判定基準日②
	要件免除期間③	売上判定事業年度③	雇用判定基準日③
	要件免除期間④	売上判定事業年度④	雇用判定基準日④

